

平成 21 年第 10 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 21 年 12 月 10 日第 10 回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐藤文一	局長補佐	佐藤正之
庶務係長	佐々木孝人		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	渡辺徹	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	齋藤隆一
健康福祉部長	木内利雄	産業部長	伊藤賢二
建設部長	佐々木秀明	教育次長	佐々木義明
ガス水道局長	阿部誠一	消防長	中津博行
会計管理者	大場久	総務部総務課長	森鉄也
企画情報課長	齋藤均	財政課長	佐藤家一
市民課長	竹内規悦	健康推進課長	鈴木令
商工課長	森孝良	観光課長	武藤一男
下水道課長	渡辺講	教育委員会総務課長	阿部均
ガス水道局管理課長	佐藤勉		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成21年12月10日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 施政の基本方針説明及び行政報告
- 第4 報告第5号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第5 議案第102号 にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第103号 にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第104号 にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第105号 にかほ市工業振興条例制定について
- 第9 議案第106号 にかほ市観光施設設置奨励に関する条例制定について
- 第10 議案第107号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第108号 あらたに生じた土地の確認について
- 第12 議案第109号 あらたに生じた土地の確認について
- 第13 議案第110号 字の区域の変更について
- 第14 議案第111号 字の区域の変更について

- 第15 議案第112号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第16 議案第113号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第17 議案第114号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第18 議案第115号 平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第19 議案第116号 平成21年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第117号 平成21年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第118号 平成21年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第119号 平成21年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成21年第10回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって、22番佐々木正己議員、1番飯尾善紀議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。議会運営委員長長の報告を求めます。佐々木正明議会運営委員長。

【議会運営委員長（7番佐々木正明君）登壇】

●議会運営委員長（佐々木正明君） おはようございます。それでは、会期日程（案）について報告いたします。

12月3日木曜日、午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。会期につきましては、本日12月10日から12月25日までの16日間としております。本日は本会議になります。11日を休会日といたしまして、14日、15日及び16日の3日間を一般質問と会派代表質問にしたいと思っております。17日が休会、18日が本会議で議案質疑などです。21、22、24日が委員会、25日が本会議で委員長報告及び採決にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませ

んか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月25日までの16日間に決定しました。

日程第3、施政の基本方針説明及び行政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの12月定例会、よろしく願いを申し上げます。

それでは施政報告を申し上げます。

初めに、2期目に当たっての施政の基本的な考え方を申し上げます。

さきの臨時会でも申し上げましたが、10月25日に行われたにかほ市長選挙では、市民の負託を受けて、再度、市長としての重責を担うことになりました。改めて責務の重大さを痛感するとともに、にかほ市の新たな発展への道筋を付けるために全身全霊を傾けて取り組んでまいりますので、引き続き、議員各位と市民の皆様方には一層の御理解と御協力をお願いします。

私はこの4年間、合併後の初代市長として、市民の一体感を醸成することと新市まちづくり計画の基本理念を達成するために、その土台づくりに全力を傾注してまいりました。

そこでまずは、まちづくりの指針となる総合発展計画を初めとする諸計画の策定と、合併協定書に掲げる143項目の調整に努めました。

もう一つは、4年前の市長選挙で市民の皆様方に約束した6分野90項目にわたる公約の実現であります。

この4年間で、これらの項目はほぼ達成され、市の土台づくりは着実に整備されてきたと考えます。

また、それぞれの地域の均衡ある発展を常に念頭に置きながら、旧町時代からの課題についても積極的に取り組んできたところであります。

そして、新生・にかほ市の知名度を高めながら、交流人口を拡大し、地域経済への波及効果を高めるために種苗交換会を初めとするさまざまなイベントを誘致し、新たなにぎわいを創出してまいりました。

こうしたことは、一重に議員各位と市民の御理解と御協力があつてなし得たものであり、心から敬意を表し感謝を申し上げます。

しかしながら世界的な同時不況は、このにかほ市においても製造業での受注量が大幅に減少し、経営の悪化に伴う雇用調整や事業を精算した企業が出るなど、大変厳しい社会・経済情勢、あるいは雇用情勢となっております。

私は、こうした現状を重く受けとめながら、今回の市長選挙では雇用の拡大につながる産業振興

と市民生活を支えることを大きな柱として、6分野 29項目にわたる公約を市民の皆様方にお示しをいたしました。

そこで2期目の市政運営に当たっては、これまでの取り組みを基礎としながら、偉大な先人・先輩たちが築きあげた有形・無形の財産と、にかほ市が持つ優れた特性を積極的に活用し、『子供たちには「夢」を、若者には生き甲斐と「希望」を、高齢者には「安心」を』をモットーに掲げ、夢あるまち、豊かなまち、元気なまち「にかほ市」を目指して、さまざまな課題に果敢に挑戦してまいります。

まずは、公約に掲げた事を実現するために最大限の努力を重ねてまいります。

一つ目は、子育て支援と教育環境の整備であります。

一人でも多くの子供が生まれ、にかほ市の未来を担う大切な子供たちが健やかに成長する環境を整備するために、保育料の軽減などを継続しながら、乳幼児から小学校卒業までの医療費無料化の拡大などに取り組んでまいります。

また、小中学校の学力向上対策や、不登校解消のため市独自の新たな取り組みの開始、そして学校生活サポート事業などを継続しながら、教育環境の充実に努めてまいります。

二つ目は、雇用の拡大につながる産業振興であります。

製造業では、地元中小零細企業の企業力を強化するために引き続き産学官が連携して社員の技術力向上に努め、生産コストの縮減や新たな製品開発につながるようにさらに支援してまいります。

また、営業力の弱い中小零細企業を支援するために商工会に委託して共同受注体制を構築しましたが、これを積極的に支援し、将来的には各企業が出資する新たな組織化へと移行したいと考えております。

農業については、後継者育成のための支援策を強化し、また、生産・加工・販売など多様な農業展開を可能とする組織体の育成に努めてまいります。

観光については、交流人口の拡大と宿泊者数を増加させるための商品開発とPRを積極的に展開し、農林漁業や商工業と観光が連携した新たな産業の創出にも努めてまいります。

三つ目は、高齢者福祉の強化であります。

高齢者世帯の安心確保と安否確認を強化するために、関係団体と連携し、声掛け見守り巡回事業などに取り組めます。

また、遠隔地で生活し、日常の買い物などが困難な高齢者世帯に対して、交通費の一部助成を行います。

四つ目は、生活基盤の整備であります。

市民生活の向上と産業振興、そして災害に強いまちづくりを進めるために、日沿道の象潟－仁賀保間の早期開通と、遊佐－象潟間の早期事業化に向けて引き続き国・県に働きかけを行います。

旧3町を連絡する幹線道路の整備については、計画的に整備を進めてまいります。

また、生活バス路線の再構築や地デジ難視聴地域の解消などに努め、住宅の耐震化工事や危険なブロック塀の撤去にも継続して助成します。

五つ目は、地球温暖化対策であります。

環境にやさしいまちづくりを進めるために、太陽光発電設備など省エネ住宅の整備に対しての助成に取り組めます。

また、公共施設等においては、太陽光や天然ガスなどを活用してCO₂排出量の削減に努めます。六つ目は、スポーツ振興であります。

市民がスポーツを通して健康でいきいきとした生活を送ることができるようにスポーツ振興計画を策定し、生涯スポーツの振興と競技スポーツ選手の育成に努めます。

また、総合型地域スポーツクラブを創設して、だれでも気軽にスポーツを楽しめる環境を充実してまいります。

以上、今回の市長選挙で訴えてきた6分野にわたる施策の概要を申し上げましたが、この一つ一つの施策を着実に実現できるように努力を重ねてまいります。

しかしながら、国の政権政党がかわり、今、大きな改革が行われようとしております。この改革が地方にどのような影響を与えるかは現時点では明確にされておりませんが、現状の経済情勢や国の財政状況などを考えると、地方に対する財政措置も相当厳しくなることが予想されます。

したがって、将来にわたって健全財政を維持し、市民サービスの維持・向上を図るためには、さらに合併の効果を活用しながら各分野にわたって行財政改革を進めて行くことが必要であります。

また、限られた財源の中で市民が真に必要な事業を選択し、場合によっては現在実施、あるいは計画されている事業であっても議員各位並びに市民の皆様方の御理解をいただきながら見直しをすることも必要であると考えております。

以上、市政運営の基本的な考え方を申し上げましたが、今後とも市政の主役は市民一人一人であることの基本姿勢に立ちながら、市民の声に耳を傾け、そしてその声を政策に反映できるように市民と行政がさらに協働してまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様方には一層の御協力をお願いいたします。

次に、文化施設の建設についてであります。

文化施設については、国のまちづくり交付金事業を活用し建設の準備を進めてきましたが、現在進めている金浦地区まちづくり交付金事業から削除し、当面、建設計画を先送りしたいと考えております。

文化施設の建設については、これまで市民による基本構想の策定を初め金浦地区まちづくり交付金事業のメニューの一つとして20年度に国から採択を受け、地域交流センターとして建設する予定でありました。

しかし、採択と同時期に道路特定財源の一般財源化が閣議決定され、道路特定財源にかわる新たな財源がどのようになるのか全く予測ができないことから、国の動向を見きわめるために1年間様子を見ることを市議会を初め市民の皆様方に説明を申し上げ、御理解をお願いしてまいりました。

しかしながら、昨年秋、百年に一度とも言われる金融危機が世界的な規模で景気を後退させ、世界経済に多大な影響を与えました。

特に、当市の経済発展に大きな役割を果たしている製造業は大変厳しい経営状態が続き、経営規模の縮小、会社の閉鎖などによる失業者が続出するなど市民生活に大きな影響を与えており、市税

についても大幅な落ち込みとなっております。

一方、政府与党においては、子ども手当の創設や揮発油税などの暫定税率の廃止、公共事業の見直しなど抜本的な改革が進められようとしておりますが、子ども手当については政府内には地方負担を求める声などもあり、改革によって私ども地方行政にどのような影響が出るのか、現時点では不透明な状況であります。

しかし、現状の社会経済情勢や国の財政状況などを考えると、地方に対する国の財政措置は相当厳しくなることが想定されております。

したがって、これから本格的に始まる民主党政権による改革や地域の経済動向、市の財政状況を慎重に見きわめる必要があるため、文化施設の建設については当面先送りせざるを得ないものと判断したところであります。

今後は、経済情勢や市の財政状況などを踏まえ、文化施設の建設については基金の造成などを検討しながら建設のための環境を整えてまいりたいと考えます。

いずれにしても、合併協定項目に定められた文化施設の建設がさらに先送りされることは重要な計画変更でありますので、市議会を初め市民の皆様方に十分説明をしながら御理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えます。

次に、新型インフルエンザ対策についてであります。

秋田県感染症情報センターによると、11月下旬の1週間における県内の新型インフルエンザ報告者数は、県平均1医療機関当たり45.6人、由利本荘地域では23.6人と感染者がやや減少の傾向にありますが、まだまだ警戒の必要な数値で予断のならない状況にあります。

当市においても優先接種対象者に対してのワクチン接種が開始されておりますが、幼児から小学校低学年を対象に12月11日より、市内医療機関の協力をいただき集団接種が開始されることとなっております。

また、先日、接種時期が前倒しになりました1歳未満の子供を持つ保護者及び小学校高学年から高校生についても、各医療機関で予約が開始されることとなっております。

このうち、小学校高学年から高校生については集団接種が検討されているところであります。

これから寒さの厳しい時期を迎えますので、市民の皆様方には新型インフルエンザに感染しないよう、なお一層、毎日の予防対策に努めていただくことをお願いいたします。

それでは、最近の市政について報告をいたします。

生活バス路線の見直しについてであります。

現在、羽後交通株式会社で運行している赤字路線のうち、仁賀保線、大竹線、長岡線、鳥海線の4路線については、22年度からの公共交通体系の見直し対象路線として、これまで利用者の動向調査や沿線地域住民のアンケート調査などを行ってまいりました。

これらの調査結果をもとに、来年度からの公共交通体系のあり方について沿線地域代表や関係小中学校PTA代表も新たに委員に加えた公共交通検討委員会並びに公共交通会議の中で、これまで協議を重ねてまいりました。

そして、去る11月25日の公共交通会議において、羽後交通株式会社による4路線の年度内廃止

が承認され、これにかわる新たな代替運行（案）についても承認されたところであります。

今後は、来年4月からの試験運行に向けてバス路線の廃止手続や運行委託事業者の選定、関係地域への説明会の開催など、関係する方々の理解を得ながら円滑に移行できるように準備を進めてまいります。

なお、運行事業者に対する小型バス3台、乗用ワゴン車1台の購入補助について予算を計上しておりますので、よろしくお願いします。

市税の状況について申し上げます。

11月末における調定額は、個人市民税が11億2,210万円で、予算対比3,420万円(3.1%)の増、法人市民税は、景気低迷による各企業の業績悪化に伴い、当初予算を3,120万円(25%)下回る9,350万円ほどになる見込みであり、今定例会に減額の補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いします。

また、固定資産税は16億320万円で、予算対比4,530万円(2.9%)の増となっております。

なお、市県民税及び所得税の申告相談は2月4日から3月15日までを予定しておりますが、詳細は後日、市広報でお知らせいたします。

新年度の職員採用についてであります。

一般行政職は4名を予定しておりますが、採用後は公務員としての必要な研修を行い、市民の負託にこたえられるよう育成してまいります。

また、消防職員については4名を予定しておりますが、採用後は消防学校への入校など消防士としての必要な研修を行い、市民の負託にこたえられるよう育成してまいります。

次に、あきたふるさと手作りCM大賞2009についてであります。

既に12月7日に放映されておりますが、11月19日、秋田朝日放送主催による「あきたふるさと手作りCM大賞2009」の審査会が開催され、掛魚祭りを題材としたにかほ市の作品が最優秀賞をいただきました。

にかほ市としての参加は5回目となりますが、作品の制作に当たっては毎年、撮影から編集に至るまで仁賀保高校情報メディア科の皆さんから御協力をいただいております。

最優秀賞に選ばれた副賞として、1年間、県内では260回、東北圏内で100回、同作品がCMとして放映され、にかほ市の宣伝強化につながるものと考えます。

日沿道山形・秋田県境区間建設促進期成同盟会についてであります。

着工の見通しが立っていない遊佐IC－象潟IC間の早期着工実現に向け、沿線一体の運動を推進するため、酒田市・遊佐町・にかほ市・由利本荘市・秋田市が発起団体となり、日沿道山形・秋田県境区間建設促進期成同盟会を10月4日に設立いたしました。

設立総会に引き続き開催した建設促進大会には、来賓、市民約400人の参加をいただき、民主党の国会議員の方々からの「必要な道路はつくる」といった発言に会場は大いに盛り上がりを見せました。

また、元秋田公立美術工芸短大学長の石川好先生からは、基調講演の中で「地域連携ビジョンを描いて国に建設を優先すべき地域であることを認めさせるべきだ」との力強いアドバイスをいただ

きました。

今後は地方からの意見反映に努め、必要性をより適切に判断した道路整備を促進するよう政府与党に要望し、官民一丸となって早期実現に向けて取り組んでまいります。

国際交流事業についてであります。

10月20日から8日間の日程で、20回目の訪問団となる中学生14名、引率4名の18名が姉妹都市アメリカ・ショウニー市を訪れ、ショウニー市民の温かい歓迎を受けました。

滞在中の中学校訪問や市内施設の見学、5泊のホームステイを通して異国の文化に触れ、友情の輪をさらに広げて無事帰国しております。

また、来年の22年は相互訪問交流20周年となりますが、この節目の年にふさわしい記念事業の内容などについて双方で協議・検討を進めているところであります。

ふるさと会についてであります。

第2回目となるふるさと会が11月29日、浅草ビューホテルを会場に開催されました。

当日は、251名の会員や家族、そして来賓や地元にかほ市からの参加者を含めた284名の皆さんが集い、ふるさとへの熱い思いを語りながら親交を深め、有意義な時間を過ごされたものと思えます。

東京都港区からの訪問についてであります。

11月12日から13日にかけて東京都港区芝浦港南地区総合支所の職員5名が本市を訪れ、グリーンツーリズムの取り組みや観光資源などの視察を行いました。

港南地区は白瀬南極探検隊が出航した芝浦埠頭を管轄する地域で、白瀬100周年記念イベント共催の御縁から、農業体験を主とした子供交流を当地区の希望を受けて交流の実現に向けた協議・検討を行うこととしております。

次に、今年の稲作の状況についてであります。

作況指数は、中央部で「97」の「やや不良」となっていますが、11月25日現在の地域別1等米比率は、仁賀保地域が95%、金浦地域が98.5%、象潟地域が97.3%で、市全体では96.5%となっております。

昨年同期に比較すると1ポイント下回っております。

また、集荷数量は、市全体の30キログラム換算で29万7,441袋と、昨年同期より7.2ポイント下回っております。

次に、にかほ市大物産展についてであります。

姉妹地の提携関係にある東京都台東区浅草・馬道地区町会連合会との共催、また、台東区、浅草観光連盟の御後援をいただき、ふるさと会前日である11月28日に浅草寺に隣接する浅草神社境内において「にかほ市大物産展」を開催し、市内10事業者による特産物の販売と観光PRなどを行ってまいりました。

浅草神社境内での物産展は初めての企画でしたが、国内外の多くの観光客が行き交う中、「にかほ市」を強く印象づけることができ盛会な物産展となりました。

また、11月14日、15日には、友好親善都市の提携関係にある愛知県吉良町の産業・文化祭「2009

きらまつり」に参加し、親善 6 市町村の物産展コーナーへ、にかほ市では初めて出店しました。

会場では、白瀬中尉との御縁や南極探検出航 100 周年記念を前面に出しながら特産品の販売や観光PRなどを行い、にかほ市をPRしてまいりました。

次に、集落営農の法人化についてであります。

これまで集落営農組織に対しては、各種支援施策を講じながら法人化に向けた組織の発展や育成に努めてまいりましたが、このたび、こたき営農組合が経営基盤の強化を図るため農業生産法人(株)ほっと奈曽を設立することになり、現在、法的な手続を進めているところであります。

法人設立後は、農地の利用集積や連担化・団地化などに取り組みながら、効率的かつ安定的な経営体としての発展が期待されます。

市としても、法人化の牽引役となる先進的なモデル組織として経営の安定のための支援策を講じてまいりたいと考えております。

本定例会に、支援のための予算として集落営農発展モデル組織育成補助金及び農地確保・利用支援事業面的集約交付金を計上しておりますので、よろしく申し上げます。

共同受注組織の構築についてであります。

ふるさと雇用再生臨時対策基金事業を活用した市内中小製造事業所の連携による共同受注体制の整備と営業力の向上、そして、受注量の拡大を図るための組織構築事業を 9 月 25 日付で、にかほ市商工会に事業委託を行いました。

商工会では 11 月 13 日、新入社員 12 名の入社式とあわせ、にかほ市商工会共同受注事業部開所式を行いました。

市としては、これを第一歩として、今後とも受託者である商工会や関係機関と連携を図りながら事業推進のための支援を行ってまいります。

来春卒業の高校生就職内定状況についてであります。

本市在住で本荘由利地域及び酒田市の一部高校に通学している生徒の就職内定状況であります。10 月末で県外希望者 37 名に対して内定者は 31 名 (83.8%)、県内希望者 41 名に対し内定者は 24 (58.5%) となっております。

県内就職については、全県平均 (40.9%) 及びハローワーク本荘管内 (47.6%) の内定率を上回ってはおりますが、さきの臨時会で報告したとおり、市臨時職員として 10 名程度を採用したいと考えておりますので、今後、各高等学校との連絡を密にし、県などとも情報を共有しながら就職の支援に努めてまいります。

ねむの丘、はまなすの利用状況についてであります。

21 年 4 月 1 日、象潟ねむの丘、温泉保養センターはまなすの両施設は、にかほ市観光開発株式会社が指定管理者となり管理運営を行っております。

ねむの丘は、去年同期比で入館者が 11.6%増、入浴者が 2.7%増となっており、高速道路の休日割引制度導入による ETC 効果や秋田県種苗交換会開催に伴う相乗効果、シルバーウィーク効果など交流人口の増により、売り上げ全体で 4.6%増となっております。

はまなすは、厳しい経済情勢に伴う企業関連の宿泊減により、去年同期比で宿泊者数は 6.6%の

減となりましたが、入浴者数は1.5%の増となっております。宿泊や入浴等の利用料では2.4%の減、食事・売店等の売り上げでは5.4%の増ですが、売り上げ全体では2.2%の増となっております。

今後とも誘客セールスなどを多角的に展開し経常経費の節減を図りながら、経営の健全化に努めてまいります。

なお、経営状況の詳細についてはそれぞれ今定例会に報告しておりますので、よろしくお願いいたします。

火災警報器等の給付事業についてであります。

国の緊急経済対策の資金を活用し、生活支援が必要な高齢者世帯等に住宅用火災警報器を給付する事業の状況ですが、対象となる非課税世帯に発送した申請書の数は1,207通で、11月末現在、申請があったのは923世帯であります。

これまでに給付・設置した警報器の台数は1,081台で、これに連動した聴覚障害者用の発光装置の増設台数は19台となっております。

居住していないため必要なしとの連絡があった世帯以外の未申請世帯については、民生児童委員等の協力を得ながら個別に連絡を取り、引き続き年度内の給付に努めてまいります。

認知症サポーター研修についてであります。

現在、にかほ市の高齢化率は28%を超えておりますが、高齢化率が高くなることに伴い認知症の発症率が増え、85歳以上の4人に1人は認知症と言われております。

市民の方々が認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援するため、10月より、地域包括支援センター職員が中心となって認知症サポーター研修を開催しております。

この研修は、一般の市民や団体等を対象にだれでも申し込むことができ、地域における理解者を増やすことで、認知症になっても地域の支えを受けながら安心して当たり前で暮らせる地域づくりを市民の手により作っていくことを目指しております。

地球温暖化防止対策についてであります。

地球の温暖化防止は全世界が緊急に取り組まなければならない課題であります。にかほ市においてもシンポジウムや文化講演会の開催、「地球温暖化防止都市宣言」の看板の設置、市役所を対象とした地球温暖化防止実施計画の推進等々に取り組んできたところであります。

また、市民の皆様方や関係機関、各種団体、事業者など多くの皆様方の参加により発足したにかほ市地球温暖化対策地域協議会においては、環境講座の開催、環境に優しいエコバッグ運動の推進、環境家計簿の全戸配布などの活動を実施・展開することとしております。

また、県内の企業や学校・団体などが二酸化炭素の排出量削減への取り組みを競う「おらほのCO₂ダイエット作戦3」という環境省の事業で、にかほ市地球温暖化対策地域協議会が秋田県大会において地球温暖化対策と環境都市宣言等の発表が認められ、優秀賞に選出されました。

今後も地域協議会と行政が連携を図りながら、にかほ市から排出される温室効果ガスの削減に努め、地球の温暖化防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として実施している仁賀保最終処分場不良土処理業務についてであります。

委託契約に基づいて処理を実行するための最終的な分析調査を行ったところ、過去に行われた分析調査のデータ（設計書作成に用いたデータ）よりも油の含有量が多いことが判明し、当初の設計で予定しておりました処理施設では処理ができない状況となっております。

検討の結果、大館市にある処理施設では処理が可能とのことではありますが、処理単価が当初設計額よりも高額となります。

処理方法の変更に伴う変更契約のための補正予算を今定例会に計上しておりますので、よろしくお願いをいたします。

公共下水道事業等の進捗状況等についてであります。

日本下水道事業団への委託工事である平沢・矢妻中継ポンプ場建設工事の外構工事は9月上旬に、オノ神中継ポンプ場建設工事の電気工事は10月中旬に、それぞれ契約を締結しております。

外構工事については、来年3月、電気工事については23年の2月の完成を目指し工事中であります。

また、平沢・象潟地区の面整備工事については、ガス水道管の移設工事を待って先月から一部着手し、年度内完成を目指し鋭意工事中であります。

農業集落排水事業については、老朽化している百目木地区クリーンセンターの機能強化を図るため、維持適正化の診断及び調査計画業務を秋田県土地改良事業団体連合会に委託中で、来年度以降の工事の準備を進めているところであります。

次に、市民文化祭についてであります。

今年度の文化祭は、10月31日から11月3日までの4日間の日程で、市内各展示会場及び芸能発表会場で開催されました。

日ごろの生涯学習の発表の場として、展示及び発表会場には5,976人から8,226点の作品の展覧・発表があり、悪天候や新型インフルエンザによる児童・生徒の外出禁止もありましたが、来場者は1万2,000人となっております。

各地域の会場では、未来の科学の夢絵画展や写真展、創作体験コーナーや芸能発表などで訪れた方々を楽しませていただきました。

にかほ市スポーツ振興基本計画についてであります。

にかほ市では、市民一人一人が生涯にわたり運動やスポーツを実践し、市民総健康づくりを進めていくことを主眼とするにかほ市スポーツ振興基本計画を策定するため、10名の委員による策定委員会を開催し、今年度末にはこの基本計画を市民の皆様方に公表する予定でありました。

しかし、県でも同様なスポーツ振興基本計画を来年3月までに策定することとしておりますので、県の基本計画との整合性を図りながら来年6月ころまでに策定し公表したいと考えております。

最後に、消防の広域化についてであります。

12月1日に消防広域化会議が本荘由利広域行政センターで開催され、由利本荘市と協議した結果、今後、由利本荘市とにかほ市との広域化に向けた方向性や手続等の基本的な項目について協議し、次のとおり確認し合いました。

一つ目は、広域化の方式について、広域化後の消防本部は一部事務組合とし、本荘由利広域市町

村圏組合に属する事務として協議を進めること。

二つ目は、協議機関としては任意の協議会として、その設立に関して今後両市の副市長、総務部長、消防長で組織する広域化準備会で準備を行うこと。

三つ目は、今後のスケジュールについて、協議会での広域化に関する協議は23年度中までに終わることとし、国及び秋田県の定める消防広域化期限である24年度中の消防広域化を目標とすること。

以上の項目についてこれから協議を進めてまいります、今後の消防広域化の進捗状況については市議会にも逐次報告してまいります。

以上で市政報告といたします。

●議長（竹内睦夫君） これで市長による施政の基本方針説明及び行政報告は終わりました。

所用のため10分間休憩します。55分再開します。

午前10時45分 休 憩

午前10時55分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、報告第5号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての1件、日程第5、議案第102号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから日程第22、議案第119号平成21年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの18件、計19件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、今定例会に提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第5号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についてでございます。

第17期決算及び第18期事業計画並びに予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

議案第102号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。

国及び県に準じて職員の1日当たりの勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に改め、1週間当たりの勤務時間を「40時間」から「38時間45分」に改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第103号にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

高校学校及び短期大学並びに大学等に入学する人への入学時の負担の軽減を図るため、新たに入学一時金として10万円または30万円を貸与するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第104号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてござい

ます。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成 21 年 5 月 1 日に公布され、平成 22 年 1 月 1 日より施行されることとされたため、後期高齢者医療保険料を同様の扱いとするとともに市諸税との均衡を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 105 号にかほ市工業振興条例制定についてであります。

本市における新規企業立地を促進し、工業のさらなる振興を図るため、企業誘致や既存企業における規模拡大の負担軽減と雇用機会の増大を促進する奨励措置を拡充するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 106 号にかほ市観光施設設置奨励に関する条例制定についてでございます。

本市における観光施設の設置に関する奨励措置を拡充し、設置がより促進されるよう、条例を制定しようとするものであります。

議案第 107 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

一般ガス事業供給約款料金算定規則一部改正に伴い、原料費調整制度の運用基準を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 108 号あらたに生じた土地の確認についてでございます。

金浦字岡の谷地及び金浦字南金浦地先の公有水面を昭和 54 年度から 55 年度において実施した、金浦漁港修築事業で漁港施設用地として埋め立てたことにより新たに生じた土地を地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認するため、市議会の議決を求めるものでございます。

議案第 109 号あらたに生じた土地の確認についてでございます。

同じように金浦字港嶋地先の公有水面を昭和 49 年度において実施した金浦漁港修築事業で漁港施設用地として埋め立てたことにより新たに生じた土地を地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 110 号字の区域の変更についてでございます。

議案第 108 号に基づく金浦字岡の谷地及び金浦字南金浦地先の公有水面埋め立て工事の竣工認可により、市の区域内に新たに土地が生じたので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 111 号字の区域の変更についてでございます。

同じように議案第 109 号に基づく、金浦字港嶋地先の公有水面埋め立て工事の竣工認可により、市の区域に新たに土地が生じたので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決を進めるものでございます。

次に、議案第 112 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 5,421 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 163 億 1,517 万 2,000 円と定めるものであります。

歳入の主なものとしては、市税の法人市民税を 3,129 万 7,000 円減額し、国庫支出金では、執行停止に伴う子育て応援特別手当支給費交付金を 2,448 万円の減額、光ファイバー敷設の地域情報通

信基盤整備推進交付金として9,100万円を追加計上し、県支出金では、代替路線バスの車両購入及び開設に係る補助金として1,000万円を追加計上しております。また、諸収入においては、由利本荘市リサイクル施設負担金及び広域市町村圏組合負担金の過年度精算金をあわせて2,213万1,000円を増額し、繰入金では、財政調整基金からの繰入金1億6,776万6,000円を増額となっております。市債については、地方債充当事業の実施内容等の変更及び国の一時補正に伴う新規事業により、2億8,210万円を増額となっております。

また、歳出の主なものとしては、職員人件費の人事院勧告に伴う減額のほか、歳入でも計上しましたが総務関係費では、代替バス車両購入費の補助金として2,152万5,000円を追加、光ファイバーを敷設する地域情報通信基盤整備工事費を2億8,000万円追加計上し、民生費関係では、執行停止となっている子育て応援特別手当支給費が2,448万円の減額となっております。また、農林水産費では、国の一次補正に係る負担金事業として農山漁村活性化プロジェクト事業負担金6,416万8,000円の追加、県営林道開設事業費負担金2,500万円を増額計上し、消防費では、防災行政無線の実施内容の変更により1,800万円を増額しております。また、公債費については、繰上償還分として1億1,492万円を追加計上しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、財政調整基金からの繰入額を追加して行うものであります。

次に、議案第113号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,159万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,079万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしては、特別健康診査等の確定に伴い国・県負担金が454万4,000円、財政調整交付金が2,261万4,000円それぞれ減額となっており、また、高額医療費共同事業交付金が634万8,000円を増額となっております。

また、歳出の主なものとしては、歳入でも計上しましたが高額医療費共同事業交付金が705万3,000円を増額、精算により介護保険納付金が2,356万5,000円、特定健康診査等事務費で1,690万8,000円それぞれ減額となっております。

なお、予備費の減額により歳入歳出予算の調整を行っております。

議案第114号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,244万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,926万3,000円と定めるものであります。

主な補正内容は、歳入では診療収入の減額、歳出では人事院勧告に伴う減額で、財政調整基金積立金の減額により歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

議案第115号平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,409万8,000円と定めるものであります。

主な補正内容は、歳出の人事院勧告に伴う減額で、歳入の水道使用料の減額により歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

議案第 116 号平成 21 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 809 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 1,342 万 7,000 円と定めるものであります。

歳入の主なものとしては、国庫補助金が 250 万円の増額、消費税還付金等が 299 万 9,000 円、下水道事業債が 760 万円それぞれ減額となっております。

また、歳出の主なものとしては、公共下水道工事の実施等の変更による減額、人件費の人事院勧告に伴う減額、管渠管理費、光熱水費の減額により歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

議案第 117 号平成 21 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 193 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8,247 万 9,000 円と定めるものであります。

主な補正内容としては、歳出で、処理場内機器等の修繕料が 270 万円、汚泥抜き取り手数料が 199 万 8,000 円それぞれ増額となっており、確定申告により消費税が 728 万 4,000 円の減額となっております。

なお、一般会計繰入金を減額し、歳入歳出予算の調整を行ったものでございます。

議案第 118 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

収益的支出について、ガス事業費用予定額に 38 万 8,000 円を追加し、収益的支出の総額を 6 億 7,959 万 8,000 円と定めるものであります。

また、資本的支出について、資本的支出予定額から 5 万 5,000 円を減額し、資本的支出の総額を 3 億 5,355 万 9,000 円と定めるものであります。

支出の主な内容としては、一部事務の確定により起債の補正及び人事院勧告に伴う人件費関係の調整並びに一時借入れに伴う補正を行うものであります。

議案第 119 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

収益的支出について、水道事業費用予定額から 65 万 2,000 円を減額し、収益的支出の総額を 4 億 7,948 万 9,000 円と定めるものであります。

また、資本的支出について、資本的支出から 3 万 6,000 円を減額し、資本的支出の総額を 7 億 4,971 万 5,000 円と定めるものでございます。

支出の主な内容としては、人事院勧告に伴う人件費の調整及び一時借入れに伴う補正を行うものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

以上であります。

●議長（竹内睦夫君） これから、主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第5号について、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 報告第5号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての補足説明をいたします。

経営状況報告書に沿って説明いたします。

第17期の決算報告並びに第18期事業計画予算であります。

ことし4月より象潟ねむの丘、温泉保養センターはまなすの両施設を、にかほ市観光開発株式会社1社で管理運営していることから、ねむの丘事業部においては平成21年4月1日から平成21年9月30日と、はまなす事業部については平成20年10月1日から平成21年9月30日の連結決算となります。

決算予算の管理方法が若干異なることから様式が統一されておりませんが、次回からは統一した管理様式で作成いたしますので、御理解をお願いいたします。

1 ページをお開きください。貸借対照表であります。資産の部では、流動資産と固定資産をあわせて1億4,971万4,345円となります。また、負債の部の流動負債では、会計処理を月末締めとし、翌月の25日支払いの方法をとっておりますので、買掛金としての食事材料費や酒類、売店商品等の2,682万2,866円や、未払金としての修繕費、燃料費、水道光熱費など2,642万5,686円、また、9月分の未払法人税1,567万3,600円などで、負債合計は8,550万1,125円であります。

純資産の部では、資本金が2,000万円、利益剰余金が4,421万3,220円で、うち当期利益は4,026万3,520円となり、純資産合計は6,421万3,220円円であります。

次に、2 ページの損益計算書であります。営業損益の部では、売上高として食事、酒類、売店を初め宿泊、入浴料等で5億905万3,984円あります。この額から売上原価などの合計額2億747万8,600円を差し引いた売上総利益金額は3億157万5,384円になります。

次に、3 ページの販売費及び一般管理費であります。主な支出内容は、社員等の給与、雑費、賞与、法定福利費、福利厚生費のほか、施設管理消耗品や水道光熱水費であります。販売費及び一般管理費の合計額は2億6,199万1,505円あります。

2 ページに戻りますが、売上総利益3億157万5,384円から販売費及び一般管理費の2億6,199万1,505円を差し引いた営業利益金額は3,958万3,879円となり、受取利息を加えた経常利益金額は4,051万3,597円、そして、法人税等を差し引いた当期純利益金額は2,442万7,297円となります。

次に、6 ページをお開きください。第18期にかほ市観光開発株式会社温泉保養センターはまなす事業部の事業計画であります。

第18期事業計画予算の期間は平成21年10月1日から21年9月30日までとなります。

第18期計画では5項目を重点目標として、地域に密着した施設運営を目指しております。地域交流の拠点施設として市民の健康の増進と福祉の向上を推進し、顧客満足度の向上を図ります。具体的には、四季折々、地元でとれる野菜や魚介類等を活用した料理の提供など、観光の情報提供も含め、地域に密着した施設運営を目指してまいります。

7 ページは、第18期事業計画予算であります。

収入の部においては、宴会や宿泊、レストラン関係の食事や飲料の売り上げ、売店収益と宿泊・休憩・入浴料が主なもので、収入の合計額は1億9,877万円を見込んでおります。

次に、支出の部であります。売上材料費、人件費、維持管理費等の合計1億9,550万1,000円です。

最下段であります。収入の部から支出の部を差し引いた額の326万9,000円が第18期はまなす事業部の経常利益となります。

なお、それぞれの項目ごとに備考欄へその内容を付記しております。

8ページをお開きください。第18期にかほ市観光開発株式会社ねむの丘事業部の事業計画であります。

本年度は株式会社のスタートの年として位置づけ、8項目を重点項目として将来の高速道路開通に対応した戦略、戦術を立案・実施するとともに、営業人員を配置し、営業企画・営業活動・営業分析ができる体制をつくり積極的な展開を図り、観光交流の増大に努めます。

また、市内外の来場者に密着したにぎわいを創出するとともに、お客様志向の管理運営を目指してまいります。

9ページは、第18期事業計画予算であります。

収入の部においては、飲食、売店、手数料、使用料などの営業内収益の収入合計は4億7,530万円を見込んでおります。

次に、支出の部であります。売上原価2億4,400万円と人件費、維持管理費等2億2,568万円の合計4億6,968万円を見込み、最下段であります。収入の部から支出の部を差し引いた額の562万円が第18期ねむの丘事業部の経常利益となります。

なお、経常収益ですが、前期見込みには開発公社も含んだ1年分を計上しており、合算で比較することから営業外収益を加算しておりません。今後とも経常経費の節減を図りながら経営の健全化に努めてまいります。

なお、財団法人にかほ市開発公社の決算については、精算決算承認後に報告させていただきます。

以上で報告第5号の補足説明を終わります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第102号についての補足説明を、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 議案第102号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、補足説明いたします。

職員の勤務時間を改正するため、関係する3つの条例の一部を改正するものでございます。

3ページをお開きください。

第1条は、にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

現在の勤務時間「8時間」を「7時間45分」に改正するものです。この結果、「週40時間」の勤務時間が「週38時間45分」となります。

また、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の1日の勤務時間並びに1週間当たりの勤務時間も改正されることとなります。

次に、第2条、にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことを可能とする育児のための短時間勤務を認める制度がございます。今回、職員の勤務時間の改正に伴い、育児短時間勤務職員が選択する1週間当たりの勤務時間を改正するものでございます。

次に、第3条、にかほ市一般職の給与に関する条例の一部改正でございます。

職員の勤務時間の改正に伴い、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の支給割合の適用について上限時間を改正するものでございます。今回、この上限時間の8時間を7時間45分に改正するものでございます。

勤務時間の変更は平成22年4月1日より施行されますが、市民サービスの低下にならないよう、勤務の始まる時間午前8時30分と終わる時間午後5時15分は変更しないで、休憩時間のいわゆる昼休み時間を正午から午後1時までとし、45分から1時間に延長するものでございます。

なお、現在も昼休み時間には窓口業務を中心に職員が交代で対応しており、これまでと同様に行うこととしておりますので通常業務には支障は来たしませんので、御理解よろしくお願いいたします。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第103号についての説明を、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 条例の改正については特に補足することはありません。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第104号についての説明を、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 議案第104号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての補足説明をいたします。

提案理由にありますとおり、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成21年5月1日に公布されまして、平成22年1月1日より施行されることとなりました。これに伴いまして、後期高齢者医療の保険料につきましても同様の取り扱いにするとともに、市税に係る延滞金の規定とも均衡を図る必要がありますことから条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございます。7ページとともに、お手元に配付してございます新旧比較表も一緒に御覧ください。

第6条の改正は、延滞金についての特例を新たに規定するものでございます。延滞金の加算割合は14.6%と規定されておりますが、納期限の翌日から1ヵ月間の期間については7.3%に軽減するものでございます。

ただし書きの改正は、切り捨てをする端数金額を改めるものでございます。今までは10円未満の延滞金については切り捨ててとしておりましたが、100円未満の端数金額と延滞金が1,000円未満であるときは全額を切り捨てるようにするものです。

第3項の追加は、延滞金の減免についての規定を新たに設けるものでございます。やむを得ない事由があると認める場合は、延滞金を減免することができるようにするものです。

附則第3条の追加は、延滞金の割合の特例について新たに規定するものでございます。

第6条、本則の規定にかかわらず、特例基準割合が7.3%未満の場合は、その基準割合を用いるものです。

なお、改正後の条例の規定は、にかほ市税条例の延滞金に関する規定の内容と同じとなっております。

この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行いたします。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 105 号及び議案第 106 号についての説明を、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 議案第 105 号にかほ市工業振興条例制定について、補足説明をいたします。

今回の条例制定は、これまでの工場誘致条例の全部を改正し、名称を工業振興条例として新たに制定するものであります。これは、市外からの新たな立地企業のほか、市内既存企業に対し、これまで主に製造業とした対象事業の範囲を拡充し、増築等企業立地しやすい環境整備を図るため、工業振興条例としたものであります。

条例の第 1 条の目的では、本市工業の振興と雇用機会の拡大を図るとしてあります。

第 2 条は、関係の定義を定めています。

第 5 条は、今回の条例制定により、新たな奨励措置を掲げております。これまでの固定資産税の課税免除のほか、一部内容を見直しした土地及び建物の借り上げに対する助成金及び新規の新設または増設の新規雇用に係る雇用奨励金を掲げています。

第 9 条から第 11 条までは、奨励措置の具体的な内容を掲げています。固定資産税課税免除期間を 3 年から 5 年とするほか、土地建物借上助成金の 5 年間交付、新規雇用者に対する奨励金 1 人当たり 25 万円としています。

これらのことから、今回の条例制定により当市における企業立地を促進し、工業のさらなる振興が図られ、一層の雇用機会の拡大を期待するものであります。

要点については、お手元にお配りしております議案第 105 号の資料を御覧いただきたいと思います。説明が重複しますが、(1)では改正の理由を、また、(2)では新旧比較を記載しております。

第 7 条関係では、指定基準の投下固定資産の取得額を新設と増設に区別をし、増設においては 500 万円から今回 1,000 万円としております。

奨励措置の内容では、第 5 条第 1 号と第 9 条関係で固定資産税の免除を 3 年間から 5 年間に延伸し、第 5 条第 2 号と第 10 条関係の土地、建物借上助成では市有財産——いわゆるにかほ市の財産の使用料免除は 3 年間から、にかほ市の財産や私有の財産を問わず助成金を交付し、期間を 5 年間としております。

また、第 5 条第 3 号と第 11 条関係では、新規に雇用奨励金について新規雇用正社員 1 人当たり 25 万円を交付することとしております。

以上で議案第 105 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 106 号にかほ市観光施設設置奨励に関する条例制定についての補足説明をします。

これまで観光施設の設置に関する奨励措置については、にかほ市観光施設誘致条例により実施されてきました。さらに設置を促すため、今回、条例名を改称、奨励措置の拡充のため全部改正を提案しているものであります。

条例名であります、「誘致」という部分を「設置奨励に関する」に改めております。「誘致」という表現、本来の意味では、市内事業所の設置や既存施設の増設等が対象外と解釈されますので、それらも対象であるということと、条例目的をよりわかりやすくストレートに表現するために改正するものであります。

主な改正点について申し上げます。

第2条の用語の定義であります。旧条例では、新設、増設、既存施設の取得を定義しておりますが、設置手段が異なることで奨励措置の内容に違いがあるわけではありませぬので、新・増設などの定義は削除しております。あわせて施設を取得するだけでなく、事業を開始することで奨励措置対象となることを「設置」という用語で定義しております。

次に、第3条の奨励措置についてであります。これが本条例改正の要点であります。

1 点目として、取得した事業用施設の固定資産税免除であります。旧条例の固定資産税を算定基礎とする措置は、固定資産相当額の奨励金の交付であります。内容は、措置初年度は相当額と同額で、1年度で5分の1ずつ暫減し、5年間で全額の5分の15相当の奨励金を交付するものであります。今回の改正は、奨励金の交付から課税免除に改め、期間は同じですが暫減せず全部を免除しております。このことにより、事業者は実質3年間の固定資産税相当額の経費縮減から5年間の縮減が図られることになり、あわせて一たん納税のために資金調達する必要がなくなるというメリットができます。

2 点目として、施設敷地が借地である場合、その借地が市有地であれば貸付料の減免という奨励ができることとされておりますが、これを民有地の場合にも奨励措置の対象とするように改めております。借地料自体に市が関与することはできませんので、当該土地が市有地でみなしたときに算定される貸付料と実際に支払われる借地料のいずれか低いほうに合わせた奨励金を交付する措置となっております。

第10条であります。奨励措置を適用する以上、市は事業者の経営状況を把握しているべきとの考えで、旧条例では規定されていない奨励期間中の経営状況報告を義務化しております。

なお、比較として議案第105号と同様、資料をお配りしておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上で議案第106号の補足説明を終わります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第107号についての補足説明を、ガス水道局長。

●ガス水道局長（阿部誠一君） それでは、議案第107号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について、補足説明いたします。

17ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、経済産業省の一般ガス事業供給約款料金算定規則の一部改正に伴い、本市におきましても、ガスの供給または使用の制限等及び都市ガスの原料であります液化天然ガスの原料価格の変動に応じてガス料金を自動的に調整する、原料費調整制度の運用基準を見直すものであります。

改正条文1行目の第17条、供給または使用の制限等であります。これまで第1項第1号において、

災害等その他の不可抗力による場合、ガスの供給の制限もしくは中止することができるとしておりましたが、本年の全国的な新型インフルエンザの流行に伴い「災害及び感染症の流行等」に改めるものでございます。

2行目からの第24条、簡易料金の調整であります。にかほ市の現在の都市ガス原料費調整制度につきましては、広報や市のホームページで周知しておりますが、平均原料価格算定期間21年4月から6月分について、7月から9月のタイムラグを経て10月から12月検針分について1立方当たり8円25銭、料金単価を引き下げているところであり、22年1月から3月検針分については、さらに8円8銭引き下げることであります。条例の主な改正内容は、ガス事業を取り巻く状況変化を踏まえ、原料価格の変動をより迅速に料金に反映させるとともに料金変動を平準化させるために、2行目の調整される範囲月を「、四半期ごとに」から「、毎月」に改めるものであります。

2、3行目の料金改定時に設定した基準平均料金価格に対して、実質平均原料価格の変動幅が基準のプラスマイナス5%以内にとどまる場合には調整を行わない制度、非調整バンドを廃止されることから、「基準平均価格に対して2,440円を超えて」を「基準平均原料価格を」に改めるものであります。

4行目の原料価格の算定四半期を原料価格変動額に定めるについては、これまでの四半期を3ヵ月移動平均に改めるものであります。

12行目からの別表第2第2項第2号の調整単価料金の適用基準につきましては、これまでの「四半期ごと」を「毎月12回」の調整としたものでございます。

また、基準平均原料価格算定と料金反映までに生じるタイムラグについて、「四半期」を「2ヵ月」に1ヵ月短縮しております。

なお、第17条、供給または使用の制限等の改正につきましては、公布の日から施行し、24条、原料費徴収制度の見直しについては、メーター数100万個を超える大手4社の事業者は21年5月検針分の料金から既に実施されており、100万戸以下の事業者については22年4月まで移行期間が設けられていたため、実質期調整や見直しに伴う各種の届け出、法令上の周知義務期間等を考慮して今定例議会に上程したものであり、22年3月1日から施行し、22年4月分の料金から反映したいと考えております。

以上で議案第107号の補足説明を終わります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第108号から議案第111号までの4議案について補足説明を、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 議案第108号あらたに生じた土地の確認についての補足説明をいたします。

この議案は、公有水面埋め立て工事の竣工認可を受けたことにより、にかほ市の区域内に新たに土地が生じたことから、地方自治法に基づく事務処理を行うものであります。

この土地は、秋田県が第6次漁港整備計画に基づき昭和55年度から56年度に金浦漁港修築事業として、にかほ市金浦字岡の谷地80番と107番地先及び字南金浦188番地と195番地先の公有水面埋立地であります。面積は1万1,904.25平方メートルで、昭和58年3月に竣工認可を受けており

ます。この埋立地の現状は、漁港漁場等の製作ヤードとして利用されており、この埋立地をにかほ市の面積に参入するための手続であります。

なお、この議案と議案第 110 号とも議会で議決をいただきますと、その後、県知事へ届け出ることになりますが、県知事が告示することにより効力が発生し、国土地理院がにかほ市の面積に参入することとなります。

以上で議案第 108 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 109 号あらたに生じた土地の確認についての補足説明をします。

この議案は、前の議案第 108 号と同様に公有水面埋め立て工事の竣工認可を受けたことにより、にかほ市の区域内に新たに土地が生じたことから、地方自治法に基づく事務処理を行うものであります。

この土地は、秋田県が第 5 次漁港整備計画に基づき昭和 49 年度に金浦漁港修築事業として、にかほ市金浦字港嶋 6 番に隣接する公有水面埋立地であります。面積は 967.77 平方メートルで、昭和 50 年 4 月に竣工認可を受けております。この埋立地の現状は、船揚げ場として利用されており、この埋立地をにかほ市の面積に参入するための手続であります。

なお、この議案と議案第 111 号とも議会で議決をいただきますと、その後、県知事へ届け出ることになりますが、県知事が告示することにより効力が発生し、国土地理院がにかほ市の面積に参入することとなります。

以上で議案第 109 号の補足説明を終わります。

議案第 110 号字の区域の変更についての補足説明をします。

地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、にかほ市の区域内の字の区域を変更するもので、にかほ市の区域内に公有水面埋め立て法に基づき埋め立てた土地が新たに生じたので字の区域を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

この議案は、さきの議案第 108 号で新たに生じた土地として確認をお願いしております、にかほ市金浦字南金浦及び岡の谷地の地先の公有水面埋立地で、変更後の字の区域をにかほ市金浦字南金浦とするものであります。

議案第 108 号で補足説明しましたように、議案第 108 号と議案第 110 号を同時に行わなければ効力が発生しないこととなります。

以上で議案第 110 号の補足説明を終わります。

続いて、議案第 111 号字の区域の変更についての補足説明をします。

議案第 110 号と同様に地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、にかほ市の区域内の字の区域を変更するもので、にかほ市の区域内に公有水面埋め立て法に基づき埋め立てた土地が新たに生じたので字の区域を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

この議案は、さきの議案第 109 号で新たに生じた土地として確認をお願いしております、にかほ市金浦字港嶋地先の公有水面埋立地で、変更後の字の区域をにかほ市金浦字港嶋とするものであります。

議案第 109 号で補足説明しましたように、議案第 109 号と議案第 111 号を同時に行わなければ効

力が発生しないこととなります。

以上で議案第 111 号の補足説明を終わります。

●議長（竹内睦夫君） ここで昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 50 分 休 憩

午後 1 時 30 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 112 号の平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）について、それぞれの担当する部局から補足説明を求めます。

初めに、議会費に関する説明を、議会事務局長。

●議会事務局長（佐藤文一君） それでは私のほうから、平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）の 15 ページをお願いをいたします。

3 の歳出、1-1-1 議会費 1 節の報酬三角の 161 万 8,000 円ということになってございます。これは佐々木清勝氏が 8 月で辞職ということになってございます。そのための議員の報酬の減ということになります。その次が、その下の職員手当等ということで、説明の議員期末手当 103 万 2,000 円の減、これは佐々木清勝氏の方も含めた議員の皆さんの期末手当ということになっております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、総務部に関する説明を、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 総務部関係の主な点について補足説明いたします。

11 ページをお開きください。1 款 1 項 2 目法人の現年課税分 3,129 万 7,000 円の減額は、法人市民税の法人税割の部分が大きな額となっております。

12 ページをお開きください。14 款 2 項 5 目住宅建築安全ストック形成事業費補助金 540 万円のうち、地震防災マップ作成費補助金 500 万円と J - A L E R T 整備交付金 260 万円は、いずれも 100% 助成であり、同額、29 ページの 9 款 1 項 5 目の災害対策費に歳出計上してございます。都市防災総合推進事業費補助金 900 万円は、防災行政無線整備事業に対し追加交付されるものであります。6 目の地域情報通信基盤整備推進交付金 9,100 万円は、釜ヶ台、上郷、上浜地域などの光ファイバー整備費に対するもので、対象事業費の 3 分の 1 が交付されます。これにより、にかほ市の全域が整備されることとなります。15 款 2 項 1 目マインタウンバス車両購入費補助金 875 万円は、小型バス 3 台、乗用ワゴン車 1 台の購入費に対するものでございます。

13 ページをお開きください。18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 億 6,776 万 6,000 円は、歳入歳出の財源調整により繰り入れするものでございます。これにより、予算上の基金残高は 9 億 830 万円となります。

14 ページをお開きください。21 款 1 項 1 目の総務費 1 億 7,950 万円と 5 目の消防債 850 万円は、合併特例債でございます。3 目の農林水産業費 9,410 万円は、補正予算債でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。各款、各項目に計上されております人件費につい

ては、人事院勧告に基づく職員給与の改正などに伴うものでございます。

16 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般管理費 19 節の代替路線車両購入費補助金 2,152 万 5,000 円は、歳入でも御説明いたしましたとおり、小型バス 3 台、乗用ワゴン車 1 台の購入費を旅客運送事業者へ全額補助するものでございます。9 目企画費 15 節の地域情報通信基盤整備工事 2 億 8,000 万円は、歳入でも説明したとおり、釜ヶ台、上郷、上浜地域の光ファイバー整備の工事費でございます。

29 ページをお開きください。9 款 1 項 5 目 13 節の自治会館耐震診断委託料 120 万円は、昭和 56 年 6 月以前の基準で建築された施設の耐震診断を全額市の負担で実施するもので、今年度は 20 ヲ所を予定しております。

35 ページをお開きください。12 款 1 項 1 目公債費の償還金 1 億 1,492 万円は、後年度の健全財政を図るため繰上償還を行うものでございます。

総務部関係は以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関する補足説明を、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 市民部関係の主なものについて補足説明をいたします。

初めに、歳入です。11 ページをお開きください。中段になります。14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の保険基盤安定負担金 88 万円の減額は、国が 2 分の 1 を負担する保険者支援分の負担金が確定したことに伴う減額補正でございます。

12 ページをお開きください。これも中段になります。15 款 1 項 1 目民生費県負担金の保険基盤安定負担金 721 万 1,000 円の減額は、県が 4 分の 1 を負担する保険者支援分と 4 分の 3 を負担する保険税軽減分の負担金が確定したことに伴う減額補正でございます。

14 ページをお開きください。上段になります。20 款 4 項 6 目雑入の中の後期高齢者保健事業費広域連合補助金 710 万円の減額は、後期高齢者の特定健診が完了して補助金が確定したことに伴う減額補正でございます。同じく由利本荘市リサイクル施設負担金過年度精算金の 1,562 万 9,000 円は、収集しましたペットボトル、瓶、紙類などの売却益を精算した結果として 1,562 万 9,000 円の配分があったものでございます。

次に、歳出です。18 ページをお開きください。一番下になります。2 款 7 項 3 目防犯街灯等対策費の 11 節光熱水費の 128 万円は、防犯街灯の電気料として補正をお願いするものでございます。

21 ページをお開きください。下段のほうになります。3 款 4 項 2 目保健医療費の 13 節福祉医療システム改修委託料 500 万円は、医療費や入院療養費の助成拡大に伴う電算システムの改修費用でございます。同じく 28 節国民健康保険事業特別会計繰出金 1,078 万 9,000 円の減額は、歳入で申し上げました保険基盤安定負担金の国・県の負担金の確定と、それに伴って市の負担分が確定したことによる繰出金の減額でございます。

22 ページをお開きください。一番上になります。3 款 4 項 4 目後期高齢者医療費の 13 節後期高齢者特定健診等委託料 710 万円の減額は、歳入でも申し上げましたように後期高齢者の特定健診が終了し、補助金の額も確定しましたので、歳出の委託料についても減額するものでございます。

23 ページを御覧ください。中段になります。4 款 2 項 3 目最終処分場管理費の 11 節光熱水費の

60万円は、仁賀保最終処分場と金浦最終処分場の電気料の補正をお願いするものでございます。同じく13節不良土処理業務委託料の510万円は、市長が市政報告で御報告申し上げましたとおり、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として実施しております仁賀保最終処分場不良土処理業務につきまして、油の含有量が見込みより多く、当初の設計で予定しておりました処理施設では処理ができないことになりました。処理方法を変更する設計変更と契約変更に伴いまして予算額に不足が生じますことから、増額の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関する補足説明を、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 健康福祉部関係の主なものにつきまして補足説明いたします。

初めに、歳入でございます。11ページをお開きください。14款1項1目民生費国庫負担金13節の生活保護費負担金（過年度分）218万1,000円でございますが、これは平成20年度分の実績に伴うものでございます。2項1目民生費国庫補助金2節の児童福祉費補助金の減額2,631万8,000円は、政権交代により支給しないこととなった子育て応援特別手当支給費と事務費の交付金の減額でございます。3節の生活保護費補助金15万7,000円は、これは母子加算復活に伴うシステム改修費に係る補助金でございます。補助率は100%となっております。

13ページをお開きください。18款1項1目特別会計繰入金2節の減額367万6,000円は、特定保健指導に係る国保特別会計からの繰入金でございますが、特定健診の結果、特定保健指導の対象者が減ったことによる減額でございます。

14ページをお開きください。20款4項6目1節の雑入のうち、広域市町村圏組合負担金過年度精算金650万2,000円は、広域における20年度決算に伴う過払負担金の精算によるものでございます。

次に、歳出でございます。19ページをお開きください。人件費を除く主なものについて御説明申し上げます。3款1項7目福祉施設管理費13節委託料219万6,000円は、午ノ浜温泉ソーラー設備の危険防止のための撤去委託費用でございます。66万2,000円、これと老人福祉センターの管理に係る光熱水費、燃料費、修繕料等の不足分に伴う管理委託料といたしまして153万4,000円の増額補正となっております。

次に、20ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費の減額は、人件費を除きましてはすべて子育て応援特別手当の支給が取りやめになったことによる減額でございます。また、19節のすこやか子育て支援事業費補助金200万円は、認定保育園の若葉保育園に対する分でございます。3款3項1目生活保護総務費13節委託料15万8,000円は、母子加算復活に伴うシステム改修委託料でございます。

次に、22ページをお開きください。4款1項3目成人保健事業費11節医薬材料費18万9,000円は、新型インフルエンザ予防に係る消毒薬剤の購入代金でございます。13節委託料360万円の減額は、各種健診と特定健診の実績見込みによる減額でございます。それ以外の減額につきましては、特定保険指導に係る経費の対象者の減に伴う減額でございます。

以上が健康福祉部関係の説明となります。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関する説明を、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 産業部関係の主なものについて補足説明をいたします。

初めに、歳入です。予算書 11 ページをお開きください。13 款 1 項 6 目 3 節行政財産使用料 1,380 万円は、道の駅ねむの丘の中核施設の使用料と温泉保養センターはまなす使用料のものであります。ねむの丘につきましては、月 100 万円の 4 月から 12 ヶ月で 1,200 万円。はまなすにつきましては、10 月から 3 月まで月 30 万円の 6 ヶ月分であります。

12 ページの 15 款 2 項 4 目 1 節のうち、今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業補助金 944 万 1,000 円は、歳出にあります。これまでの実績見込みと今回新規計上は 8 件分であります。

14 ページになります。20 款 4 項 6 目 1 節雑入の 2 行目、支障物件等補償費 848 万円のうち 277 万円は、国道 7 号沿線にあります温泉保養センターはまなすの案内看板がインターチェンジの改良により支障物件となったことでの補償費であります。

次に、歳出であります。24 ページをお開きください。6 款 1 項 3 目 19 節負担金補助及び交付金の 1 項目目の農山漁村活性化プロジェクト事業負担金 6,416 万 8,000 円は、J A 秋田しんせいが建設しますペレット堆肥製造施設と水稻種子温湯処理施設への負担金のうち、由利本荘市との負担割合に応じたにかほ市が負担する 25% 相当の負担金であります。次に、同じ 19 節の 5 項目目の今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業補助金 1,388 万 9,000 円は、歳入で触れましたが、予算現額の 1,119 万 9,000 円からこれまでの実績見込みと今回補正計上の新規 8 件分で 1,388 万 9,000 円であります。認定農業者に対しては事業費の 12 分の 1、営農組織には 12 分の 2 の補助であります。

25 ページの 6 款 2 項 2 目 19 節負担金補助及び交付金の県営林道開設事業費負担金 2,500 万円は、太郎ヶ台線開設に伴う負担金であります。伊勢居地字程ヶ沢林地内で、施工延長は 1 キロメートルであります。

26 ページになります。7 款 2 項 2 目の 25 節積立金は、歳入で説明しましたが、使用料を積み立てるものであります。

以上で産業部関係の補足説明を終わります。

- 議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関する説明を、建設部長。
- 建設部長（佐々木秀明君） 建設部に関しての特別補足説明はございません。
- 議長（竹内睦夫君） 次に、消防本部に関する説明を、消防長。
- 消防長（中津博行君） 消防署関係に関しての補足説明はございません。
- 議長（竹内睦夫君） 次に、教育委員会に関する説明を、教育次長。
- 教育次長（佐々木義明君） 30 ページをお開きください。3 目教育助成費 19 節の学生制服体育着補助金は、小学生 7 人、中学生 3 人に対し、トレシャツ、パンツ、セーラー服などの購入費を全額補助するものであります。

次の 31 ページ、15 節工事請負費 52 万 5,000 円、18 節備品購入費 68 万 8,000 円は、来年度入学する難聴児童のために特別学級を設置することとなりました。これの改修工事費とロッカー、F F 暖房機、テレビなどの備品を購入するものであります。

34 ページをお開きください。10 款 4 項 10 目 15 節看板解体工事費 45 万 2,000 円は、国土交通省からの物件移転補償金で高速道路工事で支障となった白瀬記念館案内看板を解体するものであります。10 款 5 項 3 目屋外運動施設管理費 257 万 6,000 円の修繕料は、仁賀保グリーンフィールド 6 基

の照明灯と仁賀保体育館の漏水を修繕するものであります。

次のページであります。金浦給食センター費 15 節ボイラー更新工事は、たびたび修理を行ってきましたが、この次壊れると修繕ができないということから、蒸気ボイラーを温水ボイラーに交換するものであります。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 113 号から議案第 115 号までの 3 件についての説明を、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 議案第 113 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）の補足説明をいたします。

6 ページをお開きください。歳入です。4 款 1 項 3 目 1 節特定健康診査等負担金の 227 万 2,000 円の減額は、特定健康診査、特定保健指導の国庫負担金所要額が決定したことに伴う補正でございます。4 款 2 項 1 目 1 節財政調整交付金の 2,261 万 4,000 円の減額は、交付金の概算見込額が決定したことに伴う減額の補正でございます。7 款 1 項 2 目 1 節特定健康診査等負担金の 227 万 2,000 円の減額は、特定健康診査等の県負担金が決定したことに伴う補正でございます。国庫負担金と同額になっております。8 款 1 項 1 目 1 節高額療養費共同事業交付金の 634 万 8,000 円は、歳出に出てまいります。拠出金の 90%を見込んだものでございます。

7 ページ、10 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金の 1,078 万 9,000 円の減額は、一般会計補正予算で御説明したとおり、保険基盤安定負担金の国・県・市の負担額が確定したことに伴いまして繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出です。主なものについて申し上げます。8 ページをお開きください。中段になります。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費の 6,300 万円は、1 月支払い分以降の療養給付費が足りなくなると見込まれますことから増額の補正をお願いするものでございます。2 目の退職被保険者療養給付費につきましては、逆に不用額が出ると見込まれますことから 6,000 万円を減額するものでございます。

9 ページを御覧ください。一番上です。6 款 1 項 1 目 19 節介護保険納付金の 2,356 万 5,000 円の減額は、21 年度の介護給付費地域支援事業費支援納付金が確定したことに伴う減額の補正でございます。7 款 1 項 1 目 19 節高額医療費共同事業医療費拠出金の 705 万 3,000 円は、1 月分以降の拠出金が足りなくなると見込まれますことから増額の補正をお願いするものでございます。歳入で御説明したとおり、この拠出金額の 90%を交付金として見込んでおります。8 款 1 項 1 目の特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査の事業が完了したと特定保健指導の対象者が確定しましたので、各項目について不用となる金額を減額するものでございます。

10 ページをお開きください。11 款 1 項 3 目の償還金 121 万 6,000 円は、20 年度分の国庫負担金の超過交付金を償還するものでございます。予備費で歳入歳出の調整を行っております。

続きまして、議案第 114 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 3 号）でございます。

6 ページをお開きください。歳入です。1 款 1 項の入院外収入につきましては、4 月から 9 月分までの診療実績をもとに収入の見直しを行ったところ、1,244 万 2,000 円ほど減少する見込みであり

ますことから減額の補正を行うものでございます。

7 ページ、歳出です。4 款 2 項 1 目財政調整基金積立金を減額して歳入の減を補っております。9 月定例会の 2 号補正では、21 年度末の財政調整基金の額を 1 億 2,515 万 3,000 円の見込みと申し上げたところでございますが、今回の 3 号補正によりまして 1 億 1,304 万 9,000 円となる見込みでございます。

次に、議案第 115 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、特別に補足することはございません。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 116 号についての説明を、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） それでは、議案第 116 号平成 21 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について補足説明を行います。

7 ページをお開きいただきたいと思えます。歳入です。3 款 1 項 1 目国庫補助金 250 万円の増額補正ですが、処理場施設の地震対策事業に伴う補助金でございます。6 款 3 項 1 目雑入の 299 万 9,000 円の減額補正ですが、前年度分の消費税還付金を見込んではおりましたが、事業費の大半を繰越明許としたことによりまして逆に納付義務が発生したもので、今回減額するものでございます。続いて、7 款 1 項 1 目下水道事業債の 760 万円の減額補正ですが、本体工事、あるいは補償工事等の精算見込みに伴い減額するものでございます。

次に、8 ページをお願いいたします。歳出です。1 款 1 項 2 目管渠管理費 11 節需用費の 198 万 8,000 円の増額補正ですが、2 ヲ所の中継ポンプ場の電気料等の確定の見込みにより、光熱水費 261 万 2,000 円の減、それとマンホールポンプ等の修繕料が 460 万円の増となったものでございます。同じく 3 目笹森クリーンセンター費 11 節の需用費の 460 万円の減額ですが、これは請負差金等の精算見込みにより減額となっております。2 款 1 項 1 目公共下水道事業費の 13 節委託料 1,500 万円の増額並びに 15 節の工事請負費の 5,000 万円の増額、並びに下段の 22 節補償補填及び賠償金 7,000 万円の減額については、主にガス水道管等の移設補償費の精算見込みによりまして残額というか——事業費の残予算が発生したことによりまして、委託料と下水道の工事費のほうにそれぞれ組み替えに補正予算するものでございます。116 号については以上です。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 1 時 34 分 休 憩

午後 1 時 34 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 再開します。

議案第 117 号についての説明を、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） それでは引き続いて、議案第 117 号平成 21 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について補足説明いたします。

6 ページ、7 ページをお開きください。最初、歳入ですけれども、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金に

つきましては、歳入歳出の調整ということで193万3,000円を一般会計に戻し入れするための減額補正のものでございます。

次のページ、歳出です。1款1項1目一般管理費11節需用費の消耗品68万円の増額は、脱臭剤等——薬剤等の消耗品代として補正しております。修繕料270万円の増額は、処理場等の脱水機及びポンプ修繕等でございます。同じく12節役務費の199万8,000円の増額ですが、これは手数料は処理場等の汚泥引き抜き手数料でございます。次の27節公課費の消費税728万4,000円の減額は、消費税納付額の確定によるものでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第118号及び議案第119号についての説明を、ガス水道局長。

●ガス水道局長（阿部誠一君） それでは、議案第118号平成21年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

2ページをお願いします。

第4条、企業債の補正であります。変更前の各事業について、事業費の確定に伴い工事費に委託料を含めた変更後の限度額に変更するものであります。

第5条、一時借入金の限度額の補正であります。本年度の主要事業であります仁賀保中学校ライン及びTDK秋田工場導管敷設工事費の支払いが3月25日の起債借り入れ前に生じることから、一時借入金の限度額を1億円から1億8,000万円に変更するものであります。

3ページ及び4ページをお願いします。収益的支出であります。1款ガス事業費の2項、3項、4項、5項につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正であります。6項営業外費用1目の支払利息95万5,000円につきましては、一時借り入れに伴う利息の補正であります。

5ページをお願いします。資本的支出であります。1款1項1目につきましても収益的支出と同様、人事院勧告に伴う人件費の補正であります。

議案第118号の補足説明は以上であります。

続きまして、議案第119号平成21年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について、補足説明いたします。

2ページをお願いします。

第4条、一時借入金の限度額の補正であります。水道事業の本年度の主要事業であります原水導管網整備工事石綿セメント管更新事業等の支払いが3月25日の起債借り入れ前に生じることから、一時借入金の限度額を7,000万円から1億1,000万円に変更するものであります。

3ページ及び4ページをお願いします。1款水道事業費用1項営業費用の1目、2目、5目につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正であります。2項営業外費用1目支払利息及び起業債取扱諸費2節一時借入金利息55万2,000円につきましては、一時借り入れに伴う利息の補正であります。

5ページをお願いします。資本的支出であります。1款1項1目につきましても収益的支出と同様、人事院勧告に伴う人件費の補正であります。

議案第119号の補足説明を終わります。

●議長（竹内睦夫君） これで各議案に対する提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後1時40分 散 会
